◎新潟県告示第858号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第17条第１項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第２項の規定により告示する。

令和８年11月６日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　失効する知事指定薬物の名称

⑴ Ｎ－エチル－２－（５－メトキシ－１Ｈ－インドール－３－イル）－Ｎ－メチルエタン－１－アミン及びその塩類（通称名：５－ＭｅＯ－ＭＥＴ）

⑵ Ｎ－エチル－２－｛５－ニトロ－２－［（４－プロポキシフェニル）メチル］－１Ｈ－ベンゾ［ｄ］イミダゾール－１－イル｝エタン－１－アミン及びその塩類（通称名：Ｎ－Ｄｅｓｅｔｈｙｌ－ｐｒｏｔｏｎｉｔａｚｅｎｅ）

⑶ （１αＨ，５αＨ）－トロパン－３α－イル　２－フルオロベンゾエート及びその塩類（通称名：２－Ｆ－ｔｒｏｐａｃａｉｎｅ）

２　失効の理由

当該知事指定薬物が条例第２条第１項第５号に規定する薬物に該当するに至ったため。

３　失効年月日

令和８年11月６日

４　罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。